

ケアプランセンター 泉 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
ケアプランセンター 泉

当事業所はご契約者に対して居宅介護支援サービス（以下居宅介護支援サービス等）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業者

- (1) 会社名 株式会社 エルクラフト
(2) 会社所在地 山口県防府市植松234-11
(3) 電話番号 0835-28-7155

- (4) 代表者取締役 永島浩太郎
(5) 設立年月日 平成23年11月11日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
(2) 事業所の名称 ケアプランセンター 泉 （事業所番号 3570303184）
(3) 事業所の所在地及び電話番号
山口県山口市秋穂東1192-7 TEL 083-984-8577 FAX 083-984-5757
(4) 事業所長（管理者）氏名 櫛部 敏正

3 事業の目的および運営の方針

当事業所の介護支援専門員が介護を必要とするご契約者及びその家族等からの相談を承ります。具体的には下記の諸点に留意して取り組みます。（運営方針）

- (1) ご契約者が可能な限り家庭で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に務めます。
(2) ご契約者の心身の状況や環境等に応じて、自らの選択に基づき、医療・保健・福祉の施設・機関、行政、事業者の連携に配慮し、適切で多様なサービスが総合的、効果的に提供されるよう介護計画（予防を含む）を作成します。
(3) ご契約者の意思及び人格を尊重し、常にご契約者およびその家族等の立場に立って、サービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に支援します。多様な事業所の紹介をいたした上でご契約者の選択を尊重します。指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめご利用者に対して、ご利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また、ご利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
(4) ご契約者の要介護認定等に係る申請に対して、ご契約者の意思をふまえた援助を心がけ、介護保険（要介護・要支援）認定の申請の有無を確認し、その支援も行います。

※介護保険サービスのご利用は、原則として介護保険（要介護・要支援）認定の結果、要介護及び要支援と認定された方が対象となります。介護保険（要介護・要支援）認定をまだ受けていない方でも暫定で介護保険サービスのご利用が可能です。

- (5) サービス利用割合等の説明、同意。

公正中立の確保を図る観点から、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画書の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項目において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、利用者の理解及び同意を得るものとします。「利用状況は別紙のとおりになります」。

- ② また、前6月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とします。

1. 前期（3月1日から8月末日） 2. 後期（9月1日から2月末日）

- (6) 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な処置を講じます。
- (7) 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為、必要な体制の設備を行うとともに、次の措置を講ずるものとします。
- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。
 - ・その結果について職員に周知徹底します。
 - ② 虐待防止のための指針を整備します。
 - ③ 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施をします。
 - ④ 上記措置を適切に実施するための担当者の配置を行います。
 - ⑤ その他虐待に防止のために必要な措置を行います。
- (8) ハラスメントの対策の強化として、指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な処置を講じます。
- (9) 第三者評価の実施状況 なし

4 介護支援専門員の勤務体制

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

- (1) 管理者： 1名（兼務）主に管理業務を職務とします。
- (2) 介護支援専門員： 3名以上ただし業務の状況に応じて増員します。居宅介護支援業務を職務とします。
※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

5 営業日及び営業時間

- (1) 営業日は月曜日から金曜日です。営業時間は平日午前9時00分～午後5時00分です。ただし、祝祭日、年末年始（12月31日から1月3日）、お盆（8月14日～8月16日）を除く日とします。
- (2) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能ですのでご相談下さい。

6 居宅介護支援の提供方法及び内容

(1) 提供方法

- ① 第一にご契約者・ご家族の意思を尊重します。
- ② 当事業所の介護支援専門員は、初回訪問時またはご契約者・ご家族から求められたときは、携行する身分証明書を提示します。
- ③ 被保険者資格と要介護認定等の有無、認定区分と要介護認定等の有効期間など当事業所が確認して、期限切れなどないようチェックします。
- ④ 要介護認定等の申請業務に関し必要な援助を行います。また、認定更新等の申請は、現在の有効期間が満了する1か月前にはお知らせして滞りのないようお手伝いします。ただし、主治医意見書作成のための調査票のご記入はご家族に依頼する場合があります。
- ⑤ 当事業所は、以下のいずれかに該当するような場合、業務の提供を拒否することができます。
 - 1) 介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - 2) 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を当該保険者に通知することとします。

(2) 居宅介護支援の内容

- ① 居宅介護サービス計画（以下居宅介護サービス計画書等）の作成
 - 1) 「介護支援専門員」有資格者の配置
 - 2) ご契約者・ご家族への情報提供
 - 3) ご契約者の実態把握
 - 4) 居宅介護サービス計画書等の原案作成
 - 5) 課題分析票の種類（居宅サービス計画ガイドライン）
 - 6) サービス担当者会議の開催
 - 7) ご契約者の同意（サービスの種類、内容、費用等の説明と同意）
- ② サービス実施状況の継続的な把握、評価の実施
- ③ サービス提供事業者からのサービス計画書の受領

④介護保険施設の紹介等

⑤ご契約者へのご協力依頼

ご入院された際には「ケアプランセンター泉・083-984-8577・担当：_____ というむねをご入院先の医療機関へお伝えください。

7 居宅サービス計画等の変更

ご契約者が居宅サービス計画等の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画等の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画等を変更します。

8 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

9 利用料及びその他の費用の額

原則、自己負担額はありません。(法定代理受領により市より当事業者に対して支払われます。) ただし、介護保険料の滞納等がある場合はこの限りではありません。

利用者負担額のうち関連法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合は、関連法令に従って改定後の利用者負担額が適用されます。その際、支援事業者は利用者に説明します。

10 通常の事業の実施地域

山口市 (通常の実施地域以外からのご利用希望があった場合はこれに限りません)

11 秘密の保持

事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得たご契約者及びその家族等の秘密を漏らしません。また秘密保持のための監視を常に怠りません。

12 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で指定居宅介護支援のサービス等の提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご契約者及びその家族等に、ご連絡するとともに、事故に遭われた方への救済、事故拡大の防止などの必要な措置を講じます。また、ご契約者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに対応致します。

13 苦情処理の体制

(1) 当事業所の苦情受付

苦情の受付は、口頭でも、窓口に設置した苦情受付の要望箱でも受け付けております。ご契約者及びその家族等の要望に応えられるよう迅速に対応致します。

○苦情受付窓口 (担当者)

管理者 榎部 敏正 TEL 083-984-8577 FAX 083-984-5757

(2) 行政機関その他苦情受付機関

山口市役所健康福祉部介護保険課	所在地	山口県山口市亀山町2-1
	電話番号	083-934-2795
山口県国民健康保険団体連合会 (介護保険推進課)	所在地	山口県山口市朝田1980-7
	電話番号	083-995-1010

14 業務継続計画 (BCP) の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じています。

①感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練 (シミュレーション) の実施等取り組みをしています。

②災害発生時の業務継続のための措置

災害発生時の業務継続に関する取り組みを求める観点から指針の整備、研修の実施、訓練 (シミュレーション) の実施等取り組みをしています。

附則

平成 28 年 7 月 1 日	施行
平成 28 年 7 月 14日	施行
平成 29 年 5 月 12日	施行
平成 29 年 11月 1 日	施行
平成 30 年 4 月 1 日	施行
平成 30 年 12月 14日	施行
令和 1 年 10月 1 日	施行
令和 2 年 3 月 16日	施行
令和 3 年 4 月 1 日	施行
令和 4 年 4 月 1 日	施行
令和 6 年 4 月 1 日	施行
令和 7 年 12月 1 日	施行

令和 年 月 日

居宅介護支援サービス等の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 山口県山口市秋穂東1192-7
名 称 ケアプランセンター 泉
説明者

私は、本書面により事業者から居宅介護支援サービス等についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____

個人情報利用同意書

<個人情報保護の趣旨>

当社が保有する利用者及びそのご家族に関する個人情報については、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

<個人情報利用範囲>

利用者及びそのご家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する必要がある場合、および以下の場合に用いらさせていただきます。

- 適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
- サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続き
- サービス利用にかかわる管理運営のため
- 緊急時の医師・関係機関への連絡のため
- ご家族及び後見人様などへの報告のため
- 当社サービスの、維持・改善にかかる資料のため
- 当社の職員研修などにおける資料のため
- 法令上義務付けられている、関係機関からの依頼があった場合
- 損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
- 特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用する
- 災害時の業務継続計画にかかる災害時利用者一覧表を作成し、一覧表に掲載された情報を保有すること及び日頃の予防活動や災害等の対応のため、保険者に情報提供されることに同意します。

令和 年 月 日

個人情報の利用に同意します。

【ご利用者】 住 所 _____

氏 名 _____

【代理人】 住 所 _____

氏 名 _____

【ご家族】 住 所 _____

氏 名 _____